

こども・若者、子育て当事者意見ボックス（令和8年2月分）

番号	ご意見	市の考え
1	<p>私は公立保育園に子どもを通わせている保護者です。</p> <p>当園の保育時間は18時までと定められており、私自身も仕事を終えた後、時間に間に合うよう急いで迎えに行っております。しかし、18時を過ぎて迎えに来られる保護者が複数いると聞いておりますが、特に注意や対応がされていない状況のようです。</p> <p>19時まで保育を行っている園では、18:30を過ぎると延長料金が発生するなど、明確なルールが設けられていると伺っています。現状のままでは、規則を守っている保護者が不公平に感じてしまう恐れがあります。</p> <p>保育時間の取り扱いについて、公立園としての統一した基準の整備と、保護者への十分な周知をお願いいたく存じます。また、すべての家庭にとって公平で安心できる運営となるよう、ご検討いただけますと幸いです。</p> <p>何卒よろしくご意見申し上げます。</p>	<p>現在公立保育施設では、保護者の多様なニーズに少しでも応えられるよう全24施設中、半数の12施設において延長保育を実施しています。各施設における延長保育の実施状況については「保育所等利用のご案内」などの入園申し込み資料に明記し、申込時に窓口でも説明するなどして、周知に努めています。</p> <p>延長保育を実施していない公立保育園では、保育時間は18時までとなっておりますので18時までにお迎えに来ていただくようお願いしています。ただし、交通事情など様々な要因により、やむを得ずお迎えが遅れる場合は、保育士の勤務時間を調整するなどして対応しています。</p> <p>これからもご利用する全ての方にとって公平で利便性が高い保育体制の整備に努めます。</p>
2	<p>私は津市役所で働いている職員の家族です。子育て中のため、時短勤務（部分休業）を申請し働いております。しかし、業務が忙しいらしく「今日は1時間早く行かないといけない、今日は残っていかなくてはいけない。」など、結局、時短勤務ができない日（通常の勤務体制を強いられる日）が頻繁に発生しています。この設問で「津市に住むこどもや若者のみなさんが幸（しあわ）せに暮（く）らしていくために、どんなことが大切（たいせつ）だと思いますか？」と問うていますが、自身の職場がこのような現状であるのに改善しようとせず、なにか変えるつもりが本当にあるのでしょうか？公務員ですから災害時など緊急性のあるものについての勤務ならわかりますが、単に繁忙期だけであって、通常業務の範疇で忙しいからと時短勤務の職員を動員することは正しいことなのでしょうか？普段より早く送っていかれた子どもは泣いていたと聞きましたよ。子育てができる職場環境をしっかりと整えていただきたいです。参考の意見とするのではなく、動いてください。市長、副市長にもお目通しをお願いします。</p>	<p>育児部分休業は、職員が育児と仕事の両立を図るために、公務に支障のない範囲で1日の勤務時間の一部について勤務しないことができる制度です。</p> <p>ご意見のように、育児部分休業の取得について、頻繁に支障が発生している場合は、その制度の趣旨と異なることとなるため、業務負担の見直しや人員配置の改善など、組織全体でサポートする必要があると考えていますので、まずは所属長や人事課にご相談していただければと思います。</p> <p>なお、公務員である以上は、災害時を含め、行政運営上の必要により、当初部分休業を申請された時間帯や業務時間外に業務を行っていただく場合もありますが育児と行政運営の両立の観点から、育児部分休業を取得している職員と他の職員の両者がともに安心して仕事に取り組める職場環境づくりに取り組みます。</p>

こども・若者、子育て当事者意見ボックス（令和8年2月分）

番号	ご意見	市の考え
3	<p>西が丘小学校付近で、通学中の子どもたちがスピードを出す車にあい危険です。 小学校付近を「ゾーン30」に設定できないでしょうか？</p>	<p>津市立のすべての小・中・義務教育学校においては、年度当初に警察等の関係機関等と連携しながら交通安全教室を実施しています。また、各校の実情に応じて、安全安心サポーターと連携し、登下校指導を実施しています。</p> <p>西が丘小学校においては、小学1年生を対象に横断歩道の渡り方や自転車の正しい乗り方等の基本的な交通ルールについて等の交通安全教室を実施しています。また、校区の職員による月1回程度の登校指導や機会を捉えての下校指導を実施しています。</p> <p>今後も引き続き、児童生徒の安全確保のため、学活等における注意喚起等を含めた交通安全指導を実施します。</p> <p>「ゾーン30」については、三重県公安委員会が交通規制として決定します。エリア（面）での対策となりますので、特に関係する地域住民の総意として、関係自治会から要望書をご提出いただくのが望ましいと考えます。</p> <p>なお、「ゾーン30」設定の要望書が津市に提出された場合には、津市から管轄する津警察署に対し、要望に対する検討を依頼し、公安委員会から要請があった際は、道路管理者として現地立会や路面標示などについて出来る限り対応させていただきます。</p>